

平成 年（ ）第 号 不当利得返還等請求事件
原告
被告 株式会社

文書提出命令の申立

平成 年 月 日

地方裁判所 支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

原告は、以下のとおり文書提出命令の申立をする。

- 1 証明すべき事実
本件取引が証書契約ではなく、将来の借入が約束された契約であること
- 2 文書の表示及び趣旨
原被告間の本件取引開始時に作成された金銭消費貸借契約書
- 3 文書の所持者
被告
- 4 文書の提出義務の原因
民事訴訟法第220条3号
- 5 被告が本件文書を作成し所持していること
本件文書はいわゆる17条書面に該当するものであり、貸金業者である被告がこれを作成していないということは、およそ考えられない。
また、被告が、万一、いったん作成された本件文書を廃棄した、あるいは現在所持していないと主張するのであれば、その不存在、不所持となった経緯を具体的に主張立証する責任が被告にあり、その証明がなされない限り、なお被告が本件文書を所持しているものと推定され、その提出義務を負う。

以上